

第33次地方制度調査会答申について（会長談話）

第33次地方制度調査会は、「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」（以下「答申」という。）を取りまとめ、岸田文雄内閣総理大臣に手交されました。これまで多くの調査・審議を積み重ね、今回の答申を取りまとめられたことに敬意を表します。

答申では、新型コロナウイルス感染症で顕在化した課題、人口構造の深刻な変化や技術の進展などに適応していくための地方行政のあり方として、「デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応」、「地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私との連携」、「大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応」の必要性や考え方が示されました。

特に、「大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応」について、指定都市市長会としては、国が補充的な指示を行う際は、地方自治体の自主性・自立性を尊重する観点から、極めて限定的かつ厳格な制度となるように慎重に検討すべきと考えます。そのうえで、これまでの指定都市市長会の要請に即して、指示の客体について、「様々な事態に迅速かつ柔軟に対応できるよう、国の市町村に対する指示は、都道府県を経由して行うほか、直接行うことも可能にすることが望ましい」とお示しいただいたことに感謝申し上げます。

一方で、指定都市市長会がかねてより要望している「特別市」は、第30次地方制度調査会の答申で検討の意義が認められておりますが、同答申から10年以上が経過した現在も議論が進展していない状況にあると認識しております。この間に顕在化した大都市地域に係る問題や我が国の社会経済、地域社会などの変容に的確に対応する観点から、大都市制度のあり方について、次期地方制度調査会において、調査・審議が行われるよう図ることを、国に対し、強く要望いたします。

今後、確実に訪れる人口構造、インフラ・都市空間の変化等がもたらす様々な課題やリスクに対し、指定都市は国との情報共有・コミュニケーションをより一層充実させ、先陣を切って解決モデルを示し、経験や能力、人材などの「資源」を、各圏域の活性化と日本全体の発展のために活かしてまいります。

令和5年12月21日
指定都市市長会会長

久元喜造